

一般名処方加算に伴うお知らせ

・ 医薬品供給不足における当該保険医療機関の対応

当該保険医療機関では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の供給が不足した場合に治療計画の見直しを行い、医薬品の安定供給に向けた取り組み等適切に対応する体制を以下の通り整えております。

一般名処方の推進

1つの医薬品の有効成分に対して多数の医薬品メーカーが製造販売している場合があります。当該保険医療機関が「一般名処方」※ を行うことで地域の保険薬局が同一の有効成分、効能、効果の薬の中から流通している医薬品メーカーのものを選択して提供いたします。これにより、患者さまへ必要な医薬品を提供することができます。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師におたずねください。

※「一般名処方」とは…

薬の有効成分（一般名）を処方箋に記載して処方することです。

・ 医薬品自己負担の新たな仕組み

令和6年10月より長期収載品について、医療上の必要性があると認められない場合に患者さまの希望を踏まえ処方等した場合は一部、選定療養となる場合がありますので、ご了承ください。

※詳細は「医薬品の自己負担の新たな仕組み（厚労省）」をご確認下さい